

入 札 告 示

札幌市告示第 492 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 2 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目
札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030
shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 応急手当普及啓発業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を入札書に記載すること。

(6) 契約単価

入札書に記載された金額に契約書別紙（契約単価表）にある項目ごとの単価設定比率を乗じた金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り上げるものとする。）に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって各契約単価とする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64

条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (6) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「卸小売業」中分類「精密機械器具卸小売業」又は、大分類「一般サービス業」中分類「医療業、保健衛生サービス業」「情報サービス、研究、調査企画サービス業」「その他サービス業」のいずれかに登録されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和5年2月15日16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年2月16日9時30分 札幌市消防局3階 入札室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。